

せいとこころえ 生徒心得

ほんこうせいと 目標を高くもち、せいしん しんたい 精神・身体を鍛えてじんかく けいせい つと 人格の形成に努めるとともに、がっこうせいかつ きそく 学校生活の規則・秩序を守り、ともに楽しく、明るく行動するように心がける。

◎ せいかつしんじょう 生活信条

- 1 じりつしん せいしんかん も こうどう たしや たい あいて そんちよう おも も せつ 自立心と責任感を持って行動し、他者に対しては、相手を尊重し、思いやりを持って接する。
- 2 いかなる ばしょ ところ においても 高校生として、また 社会の一員として 望ましい 行動をとる。
- 3 きほんてき せいかつしゅうかん かくりつ けんこう い じ きそくただ せいかつ おく 基本的な生活習慣を確立し、健康を維持し、規則正しい生活を送る。

◎ がっこうせいかつ 学校生活

- 1 じゅぎょう たいせつ 個性と能力を伸ばし、しゃかいてきしや ひろ 社会的視野を広げる。
- 2 がっこうぎょうじ ぶかつどう せいとかいかつどう せつきよくてき と く じしゅせい きょうちようせい やしな 学校行事・部活動・生徒会活動に積極的に取り組み、自主性と協調性を養う。
- 3 じゅぎょうちゆう 当然、がっこうせいかつ 他人に対し迷惑な行為をしない。スマートフォン等の使用については、きょういん し じ したが 教員の指示に従う。
- 4 しけん ただ たいどう 不正行為とみなされるような行為は絶対にならない。
- 5 いじめや暴力行為、ぼうげん ぜったい 暴言は絶対にならない。
- 6 みせいねんしゃ いんしゅ きつえん ほうりつ きんし 未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されている。成年者は、がっこうせいかつ どうげこう 学校生活および登下校において飲酒・喫煙を絶対にならない。
- 7 せいとかん きんせん ぶつびん たいしやく ちょうしゅう 生徒間の金銭・物品の貸借、徴収はしない。(授業・課外活動に必要なものは持ち込まない。)
- 8 しよじびん かくじ かんり 所持品は各自で管理し、ロッカーには必ず鍵をかけること。特に貴重品の管理には気をつけ、必要に応じて担任に預ける。

◎ しせつとう りよう 施設等の利用

- 1 がくしゅうかつどう かがいかつどういがい もくてき とうこう 学習活動・課外活動以外の目的で登校したり、しせつ せつび しょう 施設・設備を使用したりしない。じゅぎょう ぶかつどう しゅうりよう 授業、部活動が終了したら、すみやかに帰宅する。
- 2 がっこう せつび びひん たいせつ と あつか 学校の設備、備品は大切に取り扱う。
- 3 がっこう しきち こうしゃとう よご らくが 落書きをしない。じゅぎょうしゅうりようご きょうしつ がっこうない しせつ せいそう 授業終了後、教室・学校内の施設を清掃する。ゴミの分別を心がける。
- 4 どそく うわば たいいくかんば 土足と上履き・体育館履きの区別をつける。(校舎内は上履き、体育館は体育館履きを着用する。上履き・体育館履きで外に出ない。)
- 5 きょうかしよ がくしゅうようぐ つくえ なか ほうち 教科書・プリント・学習用具などを机の中に放置しない。靴は必ず指定のげた箱に入れる。

◎ れんらく
連絡

- 1 けつせき 欠席・ちこく 遅刻・そうたい 早退は、がっこう 学校またはたんになん 担任にれんらく 連絡する。
- 2 じゅうしょ 住所やきんむさき 勤務先の変更は、すみやかに すみやかにたんになん 担任にとど 届け出る。

◎ きびき
忌引

しんぞくしぼう 親族死亡の場合は、つぎ 次のきじゆん 基準によりきびき 忌引をとることができる。

- 1 ふ 父母：7日
 - 2 そふぼ 祖父母、きょうだい 兄弟、しまい 姉妹：3日
 - 3 おじ おじ、おば おば、た その他のしんぞく 親族：1日
- ※えんきより 遠距離・えんかくち 遠隔地は別途考慮する。

◎ つうがく 通学に使用するしやう 車両（しやりやう 自転車、じてんしゃ 原付、げんつき 自動二輪、じどうりにん 自動車）はとど 届け出ること。

1 じてんしゃつうがくしや
自転車通学者におけるルール

- ・してい 指定のちゅうりんじやう 駐輪場にお 置き、かぎ 鍵をかける。
- ・こうつう 交通ルールをまも 守る。
- ・ににんの 二人乗り禁止。自転車乗車中のけいたいでんわ 携帯電話およびイヤホン 等のしやう 使用もきんし 禁止。

2 げんつき 原付・じどうりにん 自動二輪・じどうしゃつうがく 自動車通学におけるルール

- ※げんそく 原則として、しよくば 職場からちやくせつどうこう 直接登校する必要があるなど、やむを得ない やむを得ない場合のみしやう 使用をみと 認める。
- ※しやりやうとどけ 車両届をかなら 必ずていしゆつ 提出すること。
- ※にんいほけん 任意保険にかにゆう 加入していること。
- ※がっこうない 学校内およびつうがくじ 通学時において、い 以下のこうい 行為をきんし 禁止する。

- ・とど 届け出たしやりやう 車両以外でのとうこう 登校
- ・いほうかいぞうしやりやう 違法改造しやりやう 車両でのとうこう 登校
- ・ぼうそうこうい 暴走行為（がっこうない 学校内は、ただ 直ちにていし 停止できるあんぜん 安全なそくど 速度でそうこう 走行すること）
- ・げんつき 原付バイクのふたりの 二人乗り
- ・げんつき ノーヘルメットでのじどうりにん 原付、自動二輪そうこう 走行
- ・こうない 校内でのしやりやう 車両のかいぞう 改造、せいび 整備
- ・からぶ 空吹かし、クラクション、おんがく 音楽、かいぞう 改造によるそうおん 騒音
- ・しやりやう 車両のか 貸し借り（か 相手があいて 免許をめんきよ 持っているも）
- ・してい 指定されていないところへのしんにゆう 進入ならびにちゆうていしや 駐停車
- ・た その他どうろうこうつうほう 道路交通法にいはん 違反するこうい 行為

これらのじこう 事項を守れない場合は、まも 車両通学をきんし 禁止する。また、とくべつしどう 特別指導をか 課すこともある。